

審 査 基 準

令和元年11月28日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第5条第5項
処 分 の 概 要：認定証の再交付
原権者（委任先）：栃木県公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 ・第7条（認定証の再交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 14日以内（行政庁の休日は含まない）
申 請 先： 営業所の所在地を管轄する警察署の交通（総務）課
問 い 合 わ せ 先： 栃木県警察本部交通部交通企画課（電話028-621-0110） 又は営業所の所在地を管轄する警察署の交通（総務）課
備 考：